

# 談合情報対応マニュアル

(最終改正 平成28年4月1日)

## 第一 一般的事項

### 1 マニュアル制定の趣旨

このマニュアルは、北九州市が発注する工事及び工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託について、入札談合に関する情報があつた場合における事務処理について定めるものである。

### 2 定義

このマニュアルにおいて、入札談合に関する情報とは次に掲げる事項に該当するおそれがあるとして把握した情報（以下「談合情報」という。）をいう。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に規定する行為に関する情報
- (2) 刑法第96条の6に規定する談合に関する情報
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に規定する行為に関する情報

### 3 情報の確認、調書の作成

- (1) 談合情報があつた場合は、当該情報を受けた者（以下「応対者」という。）は「入札談合情報に関する調書」（第1号様式）を作成すること。
- (2) 応対者は次の点に留意し、談合情報を聴取すること。
  - ア 談合情報の通報者との応対にあたっては、「入札談合に対しては、本市として厳しく措置するという姿勢で臨んでいく。」ことを表明したうえ、通報者名は伏せていくことを説明し、実名で通報することを要請すること。
  - イ 談合に関する具体的な内容については「入札談合情報に関する調書」（第1号様式）記載の全項目について確実に聴取するとともに、談合の事実を証明できる証拠物件等があれば提出を求めること。

### 4 公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）への報告

- (1) 応対者は3の調書を作成のうえ、直ちに委員会事務局（技術監理局契約制度課）に連絡すること。
- (2) 連絡を受けた事務局は、委員長に報告する。
- (3) 事務局からの報告を受けた委員長は、委員会開催の必要があると判断した場合においては速やかに委員会を招集する。ただし、緊急を要する場合等委員会を招集するいとまがない場合においては、委員長において応急の措置を講じた後に、委員会を開催することができる。

### 5 委員会の審議事項

委員会は、報告を受けた談合情報の信憑性等を総合的に判断し、第二以下の基準を基本

として、当該談合情報に対する対応方法を審議決定する。

## 6 談合情報の信憑性の判定基準

談合情報の信憑性の判定に当たっては、次の事項を総合的に勘案し判断するものとする。

- (1) 談合情報の通報者が実名により通報したものであるか否か
- (2) 次に掲げる「談合に関する具体的な内容」に関する情報がどの程度あるか
  - ア 談合の日時
  - イ 談合の場所
  - ウ 談合の参加者（首謀者）
  - エ 談合の経過
  - オ 談合の結果
- (3) その他、談合が行われたことを推定させるような談合情報以外の周辺情報の有無

## 第二 実情調査その他の対応

談合情報に対する対応は、次によることを基本とする。

### 1 入札執行前に談合情報を受けた場合

#### (1) 談合情報に信憑性があると認められるもの

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行う。事情聴取は、速やかに行うこととするが、入札までの時間が限られる場合においては、発注の遅れによる影響等を勘案し、入札開始時刻又は入札日を延期して行うこと。

#### ア 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札心得（平成6年7月1日）の6を適用し、入札の中止を行うこと。

#### イ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告を発した後に入札を行うこと。

#### (2) 談合情報に信憑性があると認められないもの

入札参加者に対する事前の事情聴取は行わない。入札執行の席上、後日談合の事実が確認された場合においては契約を解除する旨警告を行ったうえ、入札を執行すること。

### 2 入札執行後に談合情報を受けた場合

#### (1) 談合情報に信憑性があると認められるもの

入札を行った者全員に対し事情聴取を行う。

## ア 契約締結以前の場合

### (ア) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、北九州市契約規則第12条第7号に該当することとなるため、当該入札を無効とする。

### (イ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

## イ 契約締結後の場合

### (ア) 談合の事実があったと認められる場合の対応

当該工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。

### (イ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

入札を行った者から誓約書を提出させる。

- (2) 談合情報に信憑性があると認められないもの  
事情聴取を含み特段の措置はとらない。

## 3 指名停止委員会への通報

委員長は、談合の事実があったと認められる事案について、その内容を北九州市建設業者指名停止委員会に通報する。

## 第三 公正取引委員会への通報

委員会において必要があると判断した情報については、公正取引委員会に通報する。  
この場合において、以後の調査の過程において当該事件につき新たな情報を入手した場合は、その都度公正取引委員会に通報を行うものとする。

なお、個別の事案に関し公正取引委員会へ通報を行ったかどうかについては公表しないものとする。

## 第四 個別の手続きに関する留意事項

### 1 事情聴取

- (1) 事情聴取は、1社ずつ聞き取りの方法により実施し、委員会において指名する部局の複数の職員により行うものとする。  
(2) 事情聴取を行なった場合は、「事情聴取調書」(第2号様式)の項目を標準とする調書

を作成する。

## 2 誓約書

誓約書の提出を求める場合においては、第3号様式を参考とし、相手方から自主的に提出させること。

## 3 工事内訳書

(1) 入札執行後に談合情報を受けた場合において、委員会において必要があると認める場合においては工事内訳書の提出を求め、チェックを行うこと。

(2) 工事内訳書の提出及び様式等は任意とする。

付 則

このマニュアルは、平成7年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成9年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成28年4月1日から施行する。

[参考] 公正入札調査委員会から他の機関に対する通報の基準

談合情報を受けた時点	公正入札調査委員会の判定		公正取引委員会への通報		指名停止委員会への通報
	信憑性の有無	談合の事実についての判定	通報の当否	通報の内容	
入札執行前	信憑性あり	事実ありと認められる	通報する	①入札談合情報に関する調書 ②事情聴取調書 ③（誓約書）	通報する
		事実ありと認められない			通報しない
	信憑性なし		通報しない		
入札執行後	信憑性あり	事実ありと認められる	通報する	①入札談合情報に関する調書 ②事情聴取調書 ③（誓約書）	通報する
		事実ありと認められない			通報しない
	信憑性なし		通報しない		

第1号様式

入札談合情報に関する調書

通報日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分	
情報提供者	組織又は住所  TEL ( ) 役職・氏名	
応対者	(所属) (氏名)	
情報区分	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・( ) ○で囲む	
談合に関する具体的な内容	①談合の日時	
	②談合の場所	
	③談合参加者(首謀者)	
	④談合の経過	
	⑤談合の結果	
	⑥その他	
応答の概要		

第2号様式

事 情 聴 取 調 書

工事名		業者名	
聴取日時	平成 年 月 日 ( ) :	聴取場所	
聴取の相手方	(役職)	(氏名)	(連絡先)
聴取担当職員			
質 問		聴 取 内 容	
<p>①本件工事に関し、談合が行われた（落札業者が決定している等）の情報を受けているが、このような事実があるか。</p> <p>②本件工事に関し、他社と何らかの打合せ・話合いを行ったことはあるか。あればどのような内容の話か。</p> <p>③本件工事に関し、入札金額の概算はどのように行っているか。</p>			

誓 約 書

平成 年 月 日

北九州市長 ○○ ○○ 様

所在地

会社名

◇◇建設株式会社

代表者名

□□ □□ 印

平成 年 月 日執行（予定）の△△△△△△△△工事の競争入札に関し、北九州市契約規則第12条第7号及び第8号に抵触する行為は行っていないことを誓約いたします。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。